

議案第2号

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について、次のように定める。

平成19年3月30日

沖縄県教育委員会

教育長が沖縄県教育庁組織規則の一部改正について、臨時に代理したことは、沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第5号）第4条第2項の規定により、別紙のとおり承認する。

沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

沖縄県教育委員会

委員長 中山 勲

沖縄県教育委員会規則第10号

沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則

沖縄県教育庁組織規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「班長は」の次に「、上司の命を受け」を加える。

第18条の4第2項中「副参事は」の次に「、上司の命を受け」を加える。

第19条第2項中「主幹は」の次に「、上司の命を受け」を加える。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

規則案の概要の説明

総務課

1 件名

沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則

2 改正の経緯及び必要性

円滑な組織運営に資するため、班長、副参事及び主幹の職務について、上司の命を受けてその職務を遂行することを明確にする必要があり、関係条項の改正を行うものである。

3 改正案の概要

班長、副参事及び主幹の職務を定める条項に、それぞれ「上司の命を受け」職務に従事することを明記する(第18条第2項、第18条の4第2項、第19条第2項)。

4 関係各課との調整状況

総務私学課と調整済み

5 添付資料

新旧対照表

新旧対照表

○沖縄県教育庁組織規則（総務課）

新	旧
<p>(班長) 第18条 (略) 2 班長は、<u>上司の命を受け</u>、<u>班の事務を処理するとともに</u>、<u>班の事務について</u>課長を補佐する。 (副参事) 第18条の4 (略) 2 副参事は、<u>上司の命を受け</u>、<u>課の特定重要事項を処理し</u>、<u>職員の担任する</u>事務を整理する。 (主幹) 第19条 (略) 2 主幹は、<u>上司の命を受け</u>、<u>課の特定事項を処理するとともに</u>、<u>特に指定された事務に従事する</u>。</p>	<p>(班長) 第18条 (略) 2 班長は、<u>班の事務を処理するとともに</u>、<u>班の事務について</u>課長を補佐する。 (副参事) 第18条の4 (略) 2 副参事は、<u>課の特定重要事項を処理し</u>、<u>職員の担任する</u>事務を整理する。 (主幹) 第19条 (略) 2 主幹は、<u>課の特定事項を処理するとともに</u>、<u>特に指定された事務に従事する</u>。</p>

